

全国看板メンテナンスネットワーク「メンテ君」 会則

(名称)

第1条 この会は、全国看板メンテナンスネットワーク「メンテ君」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、愛媛県松山市空港通二丁目15番16号に置く。

(目的)

第3条 本会は、広告物の安全におけるリスクマネジメントに関する事業を行うことにより、安心安全な国民生活を守り、広告物の所有者・占有者の利益保全を約束することを目的とし、令和6年9月1日設立する。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を実施する。

- (1) 全国看板ネットワークを構築し優れた看板メンテナンス業者を紹介するサービスを提供する。
- (2) 看板メンテナンスに関する知識や技能を習得するためのセミナー及び勉強会を行う。
- (3) 定例会及び勉強会を2月・6月に実施し、会員相互間の情報共有や名刺交換などの協力体制を構築する。
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し本規約を承諾したうえで入会した有料会員とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した会員とする。
- (3) 準会員は、この会の目的に賛同し入会した無料会員とし総会への参加のみ可能とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、次の条件を定めるものとする。

- (1) 会員として入会する条件として、「屋外広告士」「一級・二級建築士」「広告物点検技士」又は「屋外広告物点検技能講習修了証」「一種・二種電気工事士」「ネオン工事士」「建設業許可(鋼構造物工事業)」「一級・二級建築施工管理技士」のうち、3資格以上を有することとする。
- (2) 入会申し込み時に資格取得番号を本会に提示する。
- (3) 上記条件を満たした者は、本会所定の入会申込書を事務局に提出し、本会会長の承認を得るものとする。
- (4) その他、本会会長から推薦され理事会で承認を受けた者は、上記(1)の3資格を保有していなくても入会を可能とする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を半期ごとに納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金 10,000円 / 年会費 120,000円
- (2) 賛助会員 年会費 96,000円
- (3) 準会員 無料

なお、途中入会の場合でも期首より入会があったものとみなして会費を納入しなければならない。また、途中退会があった場合には入会金及び会費の返金はしない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長(事務局)に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 会社を廃業するとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) その他本会が会員としてふさわしくないと判断したとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置き、任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 11名
- (5) 監事 1名

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(会務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その会務を代行する。

3 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により会務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 本人の申し出があったとき
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(理事会)

第13条 本会の理事会は監事を除く役員をもって構成し、年に3回2月・6月・9月に開催するものとする。

2 総会の決議した事項の執行に関する事項及びその他の総会の決議を要しない業務の執行に関し決議する。

3 理事会の決議は過半数の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

(委員会)

第14条 本会は委員会を設置し事業運営を推進する。

2 会員は、各委員会(財務委員会、営業推進委員会、技術指導委員会、会員交流委員会、会員増強委員会、広報委員会)のいずれかに所属することとする。

各委員会報告は、必ず所定の書面で委員会終了後7日以内に事務局まで提出するものとする。

(事務局)

第15条 本会の運営業務を処理するための担当として事務局を設ける。

2 運営会社として株式会社 エム・スリーに業務を委託し同社内に事務局を設置し、業務委託契約を締結する。

(総会)

第16条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回10月に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができないが、会長への委任状があるときはこれを認める。

4 第2項に定める議決は、出席者の過半数の承認を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(甲慰金)

第17条 正会員の代表者が死亡した場合は、遺族に対して甲慰金20,000円を支給する。ただし、金額の決定については、状況等を勘案しその都度審議するものとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については議事録を作成する。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

附則

この規約は、令和6年9月1日から施行する。